

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612



今年は馬伝染性貧血の検査年で対象は全ての馬※です！

馬伝染性貧血は、家畜伝染病予防法の法定伝染病で、同法に基づいて検査が義務付けられています。

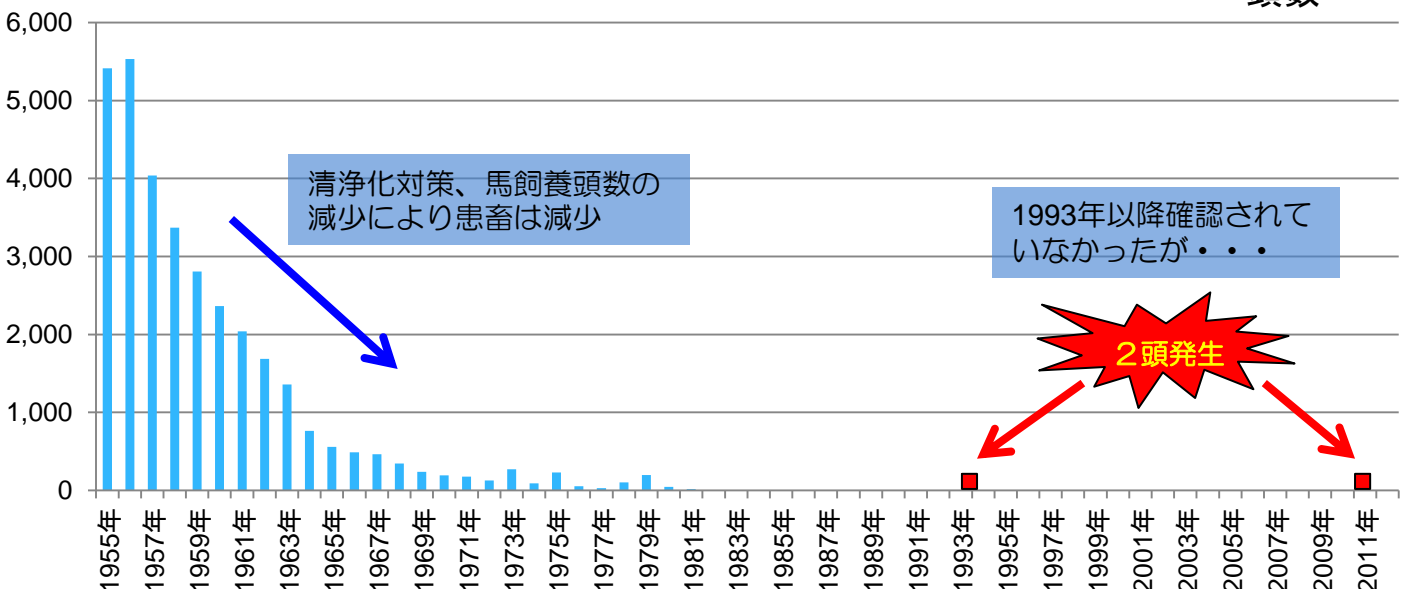
日本では、1970年代から清浄化が進められており、1993年以降、感染馬は認められていませんでしたが、平成23年(2011年)に宮崎県で野馬である御崎馬の群で感染が認められ、依然として国内にウイルスが存在することが確認されました。なお、この時の感染馬は淘汰されました。

馬伝染性貧血(法定伝染病)とは？

- ・**宿主**:馬、ロバ、ラバなどの馬属 ※馬伝貧は馬特有の病気で、人に感染しません。
- ・**病原**:体馬伝染性貧血ウイルス
- ・**分布**:世界中で発生、日本では平成23年2頭発生(宮崎県の御崎馬)
- ・**感染様式**:吸血昆虫の機械的媒介が主、胎盤感染や初乳・乳汁を介しての垂直感染もある。潜伏期間は7~21日間
- ・**症状**:一度ウイルスに感染した馬は、一生回復することがなく予後不良で、**症状としては41~42°Cの高熱(回帰熱)と貧血を特徴とする致死性的伝染病**
- ・**診断**:抗体検査(ゲル内沈降反応、ELISA)など
- ・**対策**:予防法および治療法はなく、定期的な抗体検査による摘発した感染個体の淘汰・淘汰のみ

国内での馬伝貧患畜頭数の推移

■ 頭数



※検査対象馬及び検査手数料について

☆検査対象馬

- ・繁殖の用に供し、または供する目的で飼育している雌馬
- ・種付けの用に供し、または供する目的で飼育している雄馬
- ・繁殖用の雌馬、種馬と同一施設内で飼育している馬
- ・競馬法による競馬に出場する馬

※ただし、疾病その他の理由により家畜防疫員が必要と認めたものについては、検査を猶予することがあります。

☆検査手数料（熊本県手数料条例により次のとおり）

- (1) 馬伝染性貧血：1頭につき1200円
- (2) 証明手数料：1件につき430円(必要な場合)

【補足】どんな検査をしているの？

馬伝貧の検査は寒天ゲル内沈降反応（左図）により実施します。中央のAGという穴には伝貧ウイルスの抗原が、そしてPSという二つの穴には伝貧感染馬陽性血清が入っています。判定は7つの穴と穴のほぼ中間に白く見える線が真直ぐか、曲がっているか、お互いに交差しているかなどを基準にして行います。AGと左右のPSの間には、上下に真直ぐ伸びた白線が見られますが、これは抗原と抗体が反応してできた線で標準沈降線と呼びます。



伝貧検査のための血清は1、2、3、4の各穴に入っており、一度に4頭の馬について検査することができます。

右の写真では、2と3が陽性、1と4は陰性です。

ただ、この沈降線形成には数日の静置が必要となるため、数日間の検査期間が必要です。

近隣諸国における悪性家畜伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
低病原性 鳥インフルエンザ	アメリカ	7月2日～7月4日	家きん	H5N2
	デンマーク	8月2日	家きん	H5N2
高病原性 鳥インフルエンザ	中国	8月25日	家きん	H5N6
豚コレラ	韓国	9月4日	豚	—

9月7日現在

毎月20日はくまもと家畜防疫の日

韓国や台湾など近隣諸国では依然として悪性家畜伝染病が発生しています。地域全体で衛生水準を上げる事が重要です。

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。

下記アドレスもしくは右のQRコードより、登録用ホームページへ！

<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>

